

学校法人静岡理工科大学一般事業主行動計画 (次世代法・女性活躍推進法一体型)

本法人の教職員一人ひとりが、仕事にやりがいをもって自身の能力を十分に発揮できる就業環境を整備することで、環境変化に合わせてチャレンジし、成長し続ける組織となるために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標①: 子育て中の職員が男女共に仕事と家庭を両立できる職場環境を構築する

対 策: ・子の看護休暇の要件等の緩和と取得促進。
・時差勤務制度の要件等の拡大。
・育児短時間勤務の適用対象となる子の上限年齢の引き上げ。

目標②: 計画期間内の年平均育児休業取得率を「女性：90%以上、男性：50%以上」とする（令和6年度 女性：100%、男性：29%）

対 策: ・教職員への育児休業取得状況の情報共有と子育て関連制度の周知。
・育児休業中や子育て中の職員がいる部署に対する業務カバー体制の見直し、代替要員の確保。

目標③: 男女ともに管理職の育成を図り、管理職に占める女性労働者の割合を30%以上とする。（令和7年4月1日現在20.9%）
※厚生労働省雇用環境・均等局 産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値『教育,学習支援業』23.9%（適用期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日）

対 策: ・職場と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくり。
・次期管理職に向けた育成プログラムや管理職向け研修体制の構築。

目標④: 働き方の見直しに資する多様な労働環境の整備を図り、所定外労働時間を削減する。事務職員は前年度月平均所定外労働時間15時間（休日勤務時間含む）を超過した職員の時間外労働を10%削減する。

対 策: ・勤怠システム等による労働時間の正確な状況把握と情報提供を行う。
・定期的に管理職への状況報告および必要な部署へのヒアリングを行い、労働時間に対する意識改革を行う。
・業務プロセスの改善・改革により業務効率化を進める。
・在宅勤務・テレワーク等の柔軟な働き方や年変形労働時間制以外の制度の検討、導入を行う。